

大分市移動式温泉施設に係る温泉利用許可等取扱要領

第1 適用対象

(1) 対象となる施設

本取扱要領の対象となる移動式温泉施設は、次に掲げる条件のすべてを満たすものとする。

- ①温泉を公共の浴用に供する移動式の浴槽であること。
- ②足湯や手湯など全身浴以外の浴用であること。
- ③期間を定めて設置されるもので、当該期間終了後は撤去されるものであること。
- ④同一の構造設備で利用し、移動可能な施設であること。

(2) 対象となる温泉

移動式温泉施設を用いて公共の浴用に供する温泉は、次に掲げる条件のすべてを満たすものとする。

- ①同一の源泉から採取した温泉であること。
- ②総硫黄が2 mg/kg以上含まれる温泉（単純硫黄泉など）ではないこと。

第2 許可申請等の手続き

(1) 利用許可の申請

移動式温泉施設に係る温泉利用許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、大分市温泉法施行細則（平成9年大分市規則第57号。以下「細則」という。）第2条第1項に規定する温泉利用許可申請書に以下の事項を記載の上、保健所長に申請しなければならない。

- ① 浴用又は飲用の別」の欄には、「浴用」と記載すること。
- ②「温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場所」の欄には、「移動式温泉施設（保管場所の所在地）」と記載すること。
- ③当該申請に係る添付書類は別紙1（1）で定めるとおりとする。

(2) 利用許可の決定

保健所長は、移動式温泉施設に係る利用許可を行うときは、様式第1に規定する許可指令書を交付するものとする。

(3) 利用許可の通知

保健所長は、前号の利用許可を行ったときは、当該利用許可に係る温泉利用許可台帳を作成し、大分県内の各保健所（部）長あてに許可書、温泉利用許可台帳及び関係書類の写しを送付するものとする。

(4) 利用許可廃止の手続き

許可に係る浴槽が毀損するなどして移動式温泉施設を変更するとき、許可に係る源泉が利用できなくなったとき等、許可に係る浴槽等の構造設備や源泉に同一性が認められなくなった場合には、許可を受けた者は、速やかに細則第8条に規定する温泉利用廃止届を保健所長に届け出なければならない。

(5) 利用許可廃止の通知

保健所長は、前号の温泉利用廃止届を受理したときは、温泉利用許可台帳を廃止し、大分県内の各保健所（部）長へ通知するものとする。

第3 温泉揭示届

第2（2）の許可を受けた者は、あらかじめ細則第6条に規定する温泉揭示届を保健所長へ提出しなければならない。

「温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称」の欄には、「移動式温泉施設（保管場所の所在地）」と記載すること。

第4 移動温泉施設設置届

第2（2）の許可を受けた者は、移動式温泉施設を大分市内に設置した場合、利用を開始する日の5日前までに、移動式温泉施設設置届（様式第2。以下「設置届」という。）及び関係書類を保健所に届け出なければならない。

なお、当該届出に係る添付書類は別紙1（2）で定めるとおりとする。

第5 指導対応

（1）利用許可に係る指導

保健所長は年1回以上立入調査を行い、違反等を発見したときには、直ちに適切な指導を行うものとする。

立入検査にあたっては、第2（2）の許可を行った移動式温泉施設を検査するとともに、利用状況等を調査するものとする。

（2）移動温泉施設設置届に係る指導

保健所長は、第4の規定により提出された設置届に記載のある事項に対して必要な指導を行うものとする。

なお、保健所長は、公衆衛生上必要と認めるときは、設置された移動式温泉施設に立入調査をすることができる。

（3）指導に係る情報の提供

保健所長は、前号に係る指導のうち、許可条件等に違反があったときは、直ちに許可した保健所（部）長に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

別紙 1

(1) 温泉利用許可申請（移動式温泉施設）に係る添付書類一覧

- 1 温泉法第18条第2項に基づく温泉成分分析の結果を記載した温泉分析書の写し
- 2 温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 3 移動式温泉施設の構造及び設備の概要並びに平面図
浴槽の写真、仕様書（寸法、材質等を示すもの）
- 4 源泉から温泉を輸送する方法
- 5 その他必要と認める書類

(2) 移動式温泉施設設置届に係る添付書類一覧

- 1 付近見取図
移動式温泉施設を設置する場所を明示したもの
- 2 会場配置図
移動式浴槽の位置、掲示場所等を明示したもの
- 3 掲示内容を確認できる書類
 - ①温泉利用許可済票
 - ②禁忌症・適応症・入浴上の注意事項
 - ③温泉分析書の写し
- 4 その他必要と認める書類

(住所)

(氏名)

平成 年 月 日付け申請の（申請書に記載する住所）にゆう出する温泉を公共浴用に利用することについては、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 15 条第 1 項の規定により次のとおり許可する。

平成 年 月 日

大分市保健所長

1 許可条件

- (1) 温泉を公共の浴用に供する場所は、移動式温泉施設名（保管場所の住所）を設置する大分県全域とする。
- (2) 当該施設を利用するときは、利用する 5 日前までに利用場所を所管する保健所（部長）に移動式温泉施設設置届による届出を行わなければならない。
- (3) 温泉排水については、設置する場所や排水量等に応じて適切に処置すること。

2 注意事項

- (1) 温泉法及び大分市温泉法施行細則等関係法令を遵守すること。
- (2) 温泉公共浴用許可済票を利用施設内の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 温泉法第 18 条第 1 項の規定に基づき、利用施設内の見やすい場所に「温泉分析書」、「温泉の禁忌症・適応症・入浴上の注意事項」及び「温泉成分に影響を与える項目」を掲示すること。
- (4) 温泉が可燃性ガス（メタンガス）等を伴って湧出している場合は、温泉利用施設（貯湯槽等）及びその周辺においては、換気を十分行うとともに火気の取り扱いに注意し、事故防止に努めること。

3 許可の取消

温泉法第 31 条の規定に該当したときは、同法第 15 条第 1 項の規定に基づく許可を取り消すことがある。

様式第2

移動式温泉施設設置届

年 月 日

大分市保健所長 殿

届出者 住所
氏名 印

法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

移動式温泉施設設置について、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 温泉利用許可年月日及び許可番号

2 利用する源泉名及び所在地

3 設置する移動式温泉施設の概要

寸法： 容量： 材質：

4 設置の期間及び浴用に供しようとする場所

設置の期間	日数	浴用に供しようとする場所 (移動施設の設置場所)	備考 (イベント名等)

5 添付書類

- ・付近見取図（移動式温泉施設を設置する場所を明示したもの）
- ・会場配置図（移動式浴槽の位置、掲示場所等を明示したもの）
- ・掲示内容を確認できる書類（温泉利用許可済票、温泉分析書の写し、温泉の禁忌症・適応症・入浴上の注意事項）
- ・その他必要と認める書類